

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和8年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の入所管理及び保育料の賦課徴収に関する事務など。 1. 入所管理事務(世帯の情報等) 2. 保育料の賦課、徴収等の管理事務(保護者等の課税状況) 3. 委託費、給付費に係る支弁報告等 4. 3~5歳児(未移行幼稚園含む)の副食費の免除対象者決定事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム(教育・保育)、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サー バー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第9項、第10項、第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14,15,16,17,20,155の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11,15,20,42,80,125,144,155,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子ども・子育て課
②所属長の役職名	子ども・子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバーの登録においては、申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて提供されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、システム登録の際は複数人で確認してマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱者は定期的に特定個人情報に関する研修を受講している。
マイナンバーの登録にかかる事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有して人為的ミスが発生しないように対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報	子ども・子育て課長 山田 晃	子ども・子育て課長 村上 彰	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年2月9日	I 関連情報	子ども・子育て支援システム(教育・保育)、児童管理システム、統合宛名(連携)システム、中	子ども・子育て支援システム(教育・保育)、児童管理システム、統合宛名(連携)システム、中	事前	電子申請システム稼働のため
平成30年6月18日	I 関連情報	子ども・子育て課長 村上 彰	子ども・子育て課長	事後	見直しによる
平成30年6月18日	I 関連情報	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月18日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成31年3月11日	IV リスク対策	該当なし	必要な事項について記載	事前	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一
平成31年4月1日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年10月17日	評価書名	教育・保育施設型給付費、教育・保育負担金に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	幼児教育・保育の無償化に伴う再評価
令和1年10月17日	個人のプライバシー等の権利利益の宣言	高岡市は、教育・保育施設型給付費、教育・保育負担金事務等における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	高岡市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	幼児教育・保育の無償化に伴う再評価
令和1年10月17日	I 関連情報	教育・保育施設型給付費、教育・保育負担金事務等	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	幼児教育・保育の無償化に伴う再評価
令和1年10月17日	I 関連情報	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設型給付費等の入所管理、および保育料の賦課徴収に関する事務など。 1. 入所管理事務(世帯の情報等) 2. 0~2歳児の保育料の賦課、徴収等の管理事務(保護者等の課税状況) 3. 委託費、給付費に係る支弁報告等	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の入所管理及び保育料の賦課徴収に関わる事務など。 1. 入所管理事務(世帯の情報等) 2. 保育料の賦課、徴収等の管理事務(保護者等の課税状況) 3. 委託費、給付費に係る支弁報告等 4. 3~5歳児(未移行幼稚園含む)の副食費の免除対象者決定事務	事後	幼児教育・保育の無償化に伴う再評価
令和2年6月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	I 関連情報	番号法第19条第7号 別表第二第116項	番号法第19条第8号 別表第二第116項	事後	番号法第19条の号スレに伴う修正
令和3年11月1日	I 関連情報	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年11月1日	II しきい値判断項目	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 関連情報	番号法第9条第1項 別表第一第8項、第94項	番号法第9条第1項 別表の第8項、第94項	事後	番号法の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報	番号法第19条第8号 別表第二第116項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第155項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 関連情報	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月9日	II しきい値判断項目	令和6年5月27日 時点	令和7年1月9日 時点	事前	「書かないワンストップ窓口」導入に伴うもの
令和7年1月9日	IV リスク対策	該当なし	必要な事項について記載	事前	見直しによる
令和7年10月6日	I.8 問い合わせ先	未来政策部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和8年2月3日	I 関連情報	番号法第9条第1項 別表の第8項、第94項	番号法第9条第1項 別表の第9項、第10項、第127項	事前	R8.6データ標準レイアウト改版に伴う見直し等による
令和8年2月3日	I 関連情報	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項第155項	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14,15,16,17,20,155の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11,15,20,42,80,125,144,155,161の項	事前	R8.6データ標準レイアウト改版に伴う見直し等による